

# 東鯨城会 会 則

## 第一条 (目 的)

本会の目的は、会員相互の連絡調整並びに相互の親睦と、鯨城学園で学びえた知識と経験を活かし社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

設立 平成2年7月30日とする。

## 第二条 (名 称)

本会は東鯨城会と称する。

## 第三条 (事務所)

本会の事務所を本会の会長宅に置く。

## 第四条 (構 成)

本会は東区在住の鯨城学園卒業生、及び東区外へ転居し本会の目的に賛同する鯨城学園卒業生をもって構成する。

## 第五条 (事 業)

本会は第一条の目的達成のため下記事業を行う。

- (1) 各関係機関との連絡調整。
- (2) 会員相互間の連絡調整。
- (3) 本会の発展のため必要な事業。
- (4) その他、目的達成に必要な事業。

## 第六条 (委員会)

本会の円滑な運営、および前条に掲げる事業の円滑な企画・運営のため、所要の事業を担当する委員会を置く。

委員会は必要に応じ全体会の議を経て新設あるいは廃止することができる。

## 第七条 (役員及び選出)

- (1) 本会に次の役員を置く。

会長1名、鯨城会幹事1名、各委員会の委員長各1名、書記1名、会計1名、会計監査1名、および各委員会委員若干名。

なお、必要に応じて副会長、副委員長及び顧問等を若干置くことができる。

- (2) 前項の役員の選出は原則として各期から各委員会の委員を選出し、その中から互選又は推薦により選出する。

## 第八条 (役員の任期)

役員の任期は一年とし再任を妨げない。

## 第九条 (役員の職務)

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 各委員会の委員長及び委員は事業の企画運営にあたる。
- (4) 書記は本会の会務を記録する。
- (5) 会計は本会の会計を統括する。

- (6) 会計監査は本会の会計を監査する。
- (7) 顧問は役員会の推薦により会長が決定する。

顧問は役員会に出席して会務について意見を述べることができる。

## 第十条 (総会および全体会)

総会及び役員会は会長がこれを招集し開催する。

総会は年度当初に開催する定期総会と、必要に応じて開催する臨時総会とする。

総会の議長は会長がこれを務める。

(二) 総会は次の項目を決定する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則審議及び改廃
- (4) 会の解散及び財産の処分
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

(三) 全体会は第七条の役員をもって構成し、次の事項を審議の上実施する。

- (1) 事業計画の立案及び実施
- (2) 予算案及び決算書の作成
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項。なお各委員会の委員は必要に応じて全体会に出席し意見を述べるができる。

(四) 総会及び全体会は、出席者の過半数の賛同を得て決議する。

可否同数の時は会長の決するところによる。

## 第十一条 (会 計)

(1) 本会の入会金2,000円は会費と同時に区会に支払う。

本会の会費は年1,500円とし、総会までに支払う。この中には鯉城会の会費も含まれ、鯉城会の会費は区会から鯉城会に入金される。

(2) 本会に入会した者が退会し、改めて再入会する場合の入会金は不要とする。

(3) 納入済の入会金、会費はいかなる場合も返還は認めない。

## 第十二条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。

〈改 正〉

平成5年4月1日、平成6年4月1日、平成8年4月1日、平成9年4月1日、平成10年4月1日、平成14年4月1日、平成14年4月1日、平成19年4月1日、平成22年4月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日、平成27年4月1日、平成28年4月1日  
令和2年10月17日、令和8年4月23日